

「英文開示の範囲拡大」に関する論点

- 発行開示書類を英文開示の対象とすることについてどう考えるか。
 - 発行開示書類を英文開示の対象とする場合、日本語の要約その他の補足資料の取扱いについてどう考えるか。有価証券届出書の「証券情報」を投資者に的確に伝えるために留意しておく点はあるか。
 - 目論見書についても、有価証券届出書と同様に取り扱うことでよいのか。

- 臨時報告書を英文開示の対象とすることについてどう考えるか。
 - 臨時報告書を英文開示の対象とする場合、様式については現行の臨時報告書の様式を用いるということによいか。また、日本語の要約の取扱いについてどう考えるか。

- 「本国では未だ開示されていない有価証券に係る開示書類が我が国において初めて開示される場合」(いわゆる「プライマリー」)を英文開示の対象とすることについてどう考えるか。
 - 開示書類をプライマリーで提出する場合、従来の「本国において一定の期間、既に適正な開示が行われている場合」(いわゆる「セカンダリー」)の場合の有価証券報告書と同様、様式は法令上特段定めず比較表を添付することによいか。